

別紙

業 務 仕 様 書

1 適用範囲

この仕様書は、三重県警察学校浴場ろ過装置保守点検業務について適用する。

2 業務名

三重県警察学校浴場ろ過装置保守点検業務

3 履行場所

三重県津市高茶屋四丁目2750－1 三重県警察学校

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日までの間

5 点検機種及び数量

(1) 浴場循環ろ過装置

株式会社三協製 型式NS－3 1基（男子大浴槽）

株式会社三協製 型式NS－1 2基（男子小浴槽及び女子浴槽）

(2) 水質コントローラー

WAM－C型 3基（男子大浴槽、男子小浴槽及び女子浴槽）

6 点検回数及び実施時期

点検は、年2回実施する。

実施時期に関しては、委託者と調整の上、実施するものとする。

7 作業内容

(1) 下記項目について点検書に基づき点検を行うこと。

浴場循環ろ過装置		水質コントローラー	
1	制御盤点検	1	動作確認
2	除塵器点検	2	制御盤、弁開閉点検
3	塩素剤注入装置点検	3	サンプル水槽、配管点検
4	凝集剤注入装置点検	4	パラメーター調整確認
5	工程弁動作確認	5	センサー校正・調整
6	循環ポンプモーター点検整備		
7	機械廻り配管点検		
8	各計測器点検整備		

その他機器可動に必要な箇所の点検整備を行うこと。

(2) 配管洗浄については、年1回（おおむね、10月から11月頃）行うこと。

(3) 塩素剤及び凝集剤は、別途購入するため補充の必要はない。

(4) レジオネラ属菌検査を年1回行うこと。

- (5) 凝集剤注入ホースの取替（男子大浴槽用 3 m、女子浴槽用 4 m）

8 提出書類

- (1) 点検終了後、「浴場循環ろ過装置点検書」、「水質コントローラー点検書」及び施行状況の写真書類を提出し、検査を受けること。
- (2) レジオネラ属菌検査実施後、報告書を提出し、検査を受けること。

9 代金の請求及び支払い

- (1) 受託者は、検査終了後、適法な請求書の提出により代金の請求をするものとする。
- (2) 委託者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

10 その他

本仕様に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議の上、決定するものとする。